

令和 7 年度財政健全化判断比率および資金不足率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率および資金不足比率を算定し、監査委員の審査後に議会へ報告したうえで公表しています。

財政健全化比率の算定結果（単位：％）

指標名	女川町比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14. 26	20. 00
連結実質赤字比率	—	19. 26	30. 00
実質公債費比率	5. 1	25. 00	35. 00
将来負担比率	—	350. 00	

表中の「—」は、赤字が生じていないため該当しないことを意味します。

資金収支比率の算定結果（単位：％）

指標名：資金不足比率

会計名	女川町比率	経営健全化基準
上水道事業会計（※）	—	20. 0
下水道事業会計（※）	—	20. 0
地方卸売市場特別会計	—	20. 0

表中の「—」は、赤字が生じていないため該当しないことを意味します。

※資金不足比率を算定する際、繰越欠損金は計算に含まれません。

なお、上水道事業の繰越欠損金は 2, 732, 934 千円、下水道事業の繰越欠損金は 540, 833 千円となっています。

令和 7 年度においても、女川町の比率は、いずれも国が定めた基準を下回る結果となりました。今後も行政改革に計画的に取り組み、安定かつ適正な財政を堅持いたします。